

氷見市介護人材就労支援補助金

介護職員として
就労される方を
支援します

10
万円

ひとり一回限り



補助対象者

次に掲げる要件すべてを満たす方が対象となります。

- 市内の介護サービス事業所に介護職員等として新たに雇用（または再度雇用）され、週30時間以上勤務し、継続して2年を超える勤務が見込まれる方
※ただし、他の介護サービス事業所から再度雇用された場合、直近の離職した日から再度雇用されるまでの期間が3ヶ月以上あること
- 介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、社会福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員のうちいずれかの資格を有し、現に介護に従事する方
※申請時に資格をお持ちでなくても要件を満たす場合がありますので、ご相談ください。
- 【氷見市内に居住している方】納期が到達している市税及び介護保険料に未納がない世帯に属する方
- 【氷見市外に居住している方】納期が到達している市町村民税に未納がない方
- 補助金の返還がある場合に連帯保証人として成人した親族等1人を立てられる方
- 過去にこの補助金または氷見市ぶり奨学助成制度による助成金の交付を受けていない方（市長が別に定める事由により本制度による補助金を返還した場合は除きます。）

雇用された日から60日以内にお申込みください。

お申込み・お問合せ先

氷見市 市民部 福祉介護課 介護保険担当

TEL 0766-74-8066

詳しくは下記QRコード
または市ホームページを
ご覧ください



申請書類（氷見市介護人材就労支援補助金交付要綱 第5条）

- 交付申請書（様式第1号）
- 採用通知書
- 雇用条件を証する書類（雇用契約証明書又は雇用期間及び勤務時間のわかる雇用契約書等）の写し
- 勤務表（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表）
- 資格等を有することを証する書類の写し
- 市町村民税に係る納税証明書又は非課税証明書（市外に住所を有する申請者に限る。）
- 誓約書（様式第2号）
- 口座振替による支払申出書
- その他市長が必要と認める書類

（※1）

市内事業所で介護職員等として従事するために転入された方への支援

（※1）市内に転入した日以後2年を経過しない方であって、転入した日直前1年間に市内に居住していなかった方

氷見市定住マイホーム取得支援補助金

住宅を新築または購入した場合に補助

- 【要件】 ・当該住宅所有者（共有に係る住宅にあつては、持分が4分の1以上の所有者）である方
・すべての世帯員が市税を滞納していない世帯に属する方 など

【補助金額】 100万円

（居住誘導区域内（※2）で住宅を取得した方、三世帯同居・近居をする方には加算があります）（※2）市街地の中で市が指定する地域

氷見市定住促進賃貸住宅家賃補助金

賃貸住宅（空き家を含む）を借りて家賃を支払う場合に補助

- 【要件】 すべての世帯員が市税を滞納していない世帯に属する方 など
【補助金額】 月額2万円（最長2年間）

氷見市移住世帯生活応援金（転入から6ヶ月以内に申請）

一定の要件を満たす方にひみPayをもって支給

- 【要件】 すべての世帯員が市税を滞納していない世帯に属する方 など
【金額】 一世帯あたり10万円分

※市内に居住している世帯への一部転入の場合や転勤等で住民登録を行う場合は対象外です。



申請が必要です。
詳細は、市移住定住
推進課ホームページ
をご覧ください。

